



ポルトガル語版

広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 170,544人
 ブラジル人 3,857人
 2016年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

外国料理交流会 参加者を募集

日本語教室で学んでいる外国人と一緒に、フィリピン、ベトナム料理を作ったり食べたりしながら、交流します。
 と き：2月26日(日)午後1時~4時30分 ところ：竜洋交流センター(岡783-1)
 対 象：外国の人たちと料理を一緒に作ってみたい方
 定 員：先着10人 参加費：600円
 申込み：2月16日(木)までに、電話またはEメール(ice@iwataice.jp)で磐田国際交流協会へ

問い合わせ先 (一社) 磐田国際交流協会 TEL: 0538-37-4988 / FAX: 0538-34-2496

市営住宅の入居者を募集

募集团地	部屋タイプ	戸数	応募可能な世帯人数
北野団地	3DK	1	2人以上
北野団地	3LDK	2	3人以上
二番町団地	3DK	3	2人以上
竜洋豊岡団地	3LDK	1	3人以上
東大久保団地	3DK	1	2人以上



受付期間/平成29年1月30日(月)~2月3日(金) 申込/直接、建築住宅課(西庁舎2階)へ
 応募資格や提出書類など、詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

問い合わせ先 建築住宅課 TEL: 0538-37-4851 / FAX: 0538-33-2050

2月は児童手当支給の月

受給者の方に、次のとおり児童手当を支給します。
 支給日：2月10日(金) 支給該当月：児童手当10月~1月分
 支給方法：指定口座へ振り込み(支給日の午後4時以降に入金をご確認ください。)

問い合わせ先 子育て支援課 TEL: 0538-37-4896 / FAX: 0538-37-4631

平成29年度就学援助のお知らせ

小・中学校に就学するお子さんが学校生活を楽しく送れるよう、給食費の支払い、学用品の購入などでお困りの世帯を対象に、その費用の一部を援助します。

対 象：児童扶養手当を受給している世帯、市民税の非課税・減免を受けている世帯、そのほか生活保護に準ずる程度に経済的に困っている世帯など(詳しくは、各学校または教育総務課へお問い合わせください)

補助内容：学用品費、学校給食費など

申 込：各学校にある申請書に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

※継続希望の方も、学校指定期日までに申請書を提出。

問い合わせ先 各学校又は教育総務課 TEL: 0538-37-4821 / FAX: 0538-36-1517

市税等納期限	市県民税(4期) 国民健康保険税(7期)	1月31日(火)
	固定資産税(4期) 国民健康保険税(8期)	2月28日(火)



あけましておめでとうございます。



臨時福祉給付金（経済対策分）についてのお知らせ

消費税率が引き上げられたことによる、所得の低い方への負担を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します

◆ 給付対象者：平成28年1月1日に磐田市に住民登録があり、平成28年度分市民税が課税されていない方。
ただし、課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者となっている方等は除きます。

◆ 給付額：1人につき1万5千円

◆ 申請期間：2月1日(水)～5月15日(月)

◆ 申請方法：対象と思われる世帯へ平成29年2月上旬に申請書を送付します。同封の返信用封筒にてご返送ください。

◆ 支給：申請書の内容を審査の上、申請書に記載された口座へ振り込みます。

振り込み詐欺にご注意ください！

支給に関してATMの操作をお願いしたり、お金を振り込んでいただく事は一切ありません。

問い合わせ先	磐田市臨時福祉給付金 担当コールセンター	※電話が混雑する際はご了承ください。
	開設日 2月1日(水)	開設時間 平日の8時30分～17時

確定申告の受付が始まります

平成28年分の所得税の申告と納税は3月15日(水)までです。下記の会場では、申告書等作成に関するアドバイスが受けられます。(申告書等はご自分で作成していただきます。)

なお、この会場には通訳がないので、日本語を話せる人と来てください。

◆ 記載会場：磐田市文化振興センター2階(二之宮東3-2 磐田市民文化会館西隣り)

◆ 開設期間：平成29年2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日曜日を除く 午前9時～午後5時
(受付終了時間：午後4時) 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆ 持ち物：筆記用具、はんこ、在留カード、源泉徴収票、マイナンバーカード(個人番号カード)以下◎をご参照ください。

【還付金がある方】 申告者本人の口座の番号、名義が記載されている部分の通帳のコピー

【扶養親族がいる方】

＜扶養親族が日本に居住する場合＞ 扶養する親族の在留カード等のコピー

＜扶養親族が日本国外に居住する場合＞ 戸籍謄本や婚姻証明書、出生証明書とその日本語訳、送金証明

※所得税法上、扶養控除等の対象となる親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族のうち、年齢16歳以上(平成13年1月1日以前生まれ)で生計を一つとし、かつ、国内源泉所得が38万円以下の者をいいます。

(ただし、その親族に本国に十分生活できるだけの所得がある場合には、たとえ送金の事実があったとしても生活費を送金していることにはなりません。)

◆ その他：上記の期間中、磐田税務署では申告相談等を行いません。

◎申告にはマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人のマイナンバーを確認できる書類(通知カード等)及び記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)をお持ちください。

問い合わせ先	磐田税務署 TEL: 0538-32-6111 ※税務署への電話は自動音声により案内していますので、申告に関するご質問は案内のあと「0」を選択してください。 [平成29年1月4日(水)～3月15日(水)の期間のみ ※土・日曜日を除く]
--------	---

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/port/guia/hotline.html>

◆ 問い合わせ：市民活動推進課 TEL: 0538-37-4710 / FAX: 0538-37-5034



平成 29 年度軽自動車税のお知らせ

◎重課について

平成 28 年度からグリーン化（環境への負荷低減を進める施策）を推進するため、車両の最初の登録から 13 年を経過した 3 輪以上の軽自動車の税率が上がりました（重課）。平成 29 年度から新たに重課の対象となるのは、自動車検査証（車検証）に記載されている初度検査年月が平成 15 年 1 月から平成 16 年 3 月の車両です。

（例）軽四輪乗用自家用で初度検査年月が平成 15 年 3 月の車両の軽自動車税

平成 28 年度 7,200 円 → 平成 29 年度 12,900 円

*電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、重課の対象外です。

◎グリーン化特例（税率軽減）の対象について

一定の環境性能を有する車両の税率が軽減される特例が延長されます。対象となるのは、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両で、平成 29 年度に限り軽自動車税が性能に応じて軽減されます。

◎バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者または使用者に対し、定置場（保管しておく所）のある市区町村が課税します。4 月 2 日以降に廃車または名義変更を行っても、その年度の税金は、4 月 1 日現在の所有者または使用者に全額納めていただきます。（月割り計算での課税や還付はありません。）

なお、平成 29 年 4 月 1 日は土曜日ですので、廃車等の手続きは、3 月 31 日までに行っておく必要があります。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、以下の機関で廃車や名義変更の手続きを速やかに行ってください。なお、トラブル防止のため、手続きを代理人に委任した場合は、手続きが完了していることを必ず確認してください。

●原動機付自転車（125 cc以下）・小型特殊自動車

	必要なもの	手続き先
廃車（転出）	①ナンバープレート ②認印 ③本人確認書類（※） ④標識交付証明書	市税課（本庁舎 1 階）、または各支所 市民生活課
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合） ②認印 ③本人確認書類（※） ④譲渡証明書 ⑤標識交付証明書	

（※）本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書などです。（運転免許証など）

- ・代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・転出するときは、磐田市のナンバープレートを返納し、転出先の市区町村でナンバープレートの交付申請をしてください。

●軽四輪車・125 cc超の二輪車など

車両の区分	手続き先
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
・軽二輪（125 cc超～250 cc以下）	軽自動車協会連合会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 567-2 ☎053-435-4001
・250 cc超の二輪車 ・浜松ナンバーの小型特殊自動車	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は、磐田市市税課へも届出をお願いします。

*手続きに必要なものについては、各機関にお問い合わせください。

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。



	日曜・祝日・年末年始	毎日
診療時間	9:00~12:00 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

◆ところ：磐田市急患センター（上大之郷51） TEL: 0538-32-5267

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

**2月の休日救急歯科診療**

◆診療時間/9:00~12:00

5(日)	キムラ歯科医院	磐田市小中瀬3	66-8311
12(日)	鈴木歯科クリニック	磐田市豊岡6801-1	66-8148
19(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保512-3	38-5000
26(日)	※平成28年5月より最終日曜日の診療は行いません。		

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 0538-37-0124 へ。

**地域連携小児休日診療**

担当医師：片桐 智也

◆と き：2月26日(日) 10:00~12:00

◆ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3） TEL：0538-38-5000

広げよう 多文化共生の輪

互いを認め合い、誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めています

外国人市民を取り巻く状況

第1次多文化共生推進プランの策定から約10年が過ぎ、外国人市民を取り巻く状況も変化しています。平成20年に起きたリーマンショック以降、外国人市民の人口は減少傾向にありましたが、昨年から再び増加に転じています。また、日本に住み続けることを希望する外国人市民が増え、定住化が進んでいます。これにより、家族で生活する外国人市民も増え、日本で育った第2世代の子どもや若者も増加しています。

問い合わせ先	市民活動推進課	TEL：0538-37-4710 / FAX：0538-37-5034
--------	---------	-------------------------------------

第2次磐田市男女共同参画プラン（案）及び第3次磐田市多文化共生推進プラン（案）への意見を募集

募集期間：2月13日（月）まで

閲覧場所：市民活動推進課（西庁舎1階）、市ホームページ ※閉庁日・時間外はホームページのみ

対象：市内在住・在勤の方、市内に事業所を有する方

意見書の提出：この案に意見のある方は、意見提出用紙（閲覧場所に用意）に必要な事項を記入の上、直接または郵送（2月13日（月）必着）、FAX、Eメールで市民活動推進課（〒438-8650 国府台3-1 Eメール：shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp）

問い合わせ先	市民活動推進課	TEL：0538-37-4710 / FAX：0538-37-5034
--------	---------	-------------------------------------

発行：磐田市役所 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ [TEL：0538-37-4710]

広報広聴・シティプロモーション課 [TEL：0538-37-4827]

〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧いただけます：<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：shimin-katsudo@city.iwata.lg.jp